| 当期純利益（又は当期純損失） | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失） | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失） | | | | |

（記載上の注意）

法令等に基づき、又は株式会社国際協力銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

| 当期純利益（又は当期純損失） | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

（記載上の注意）

同上

**○財務省令第六十八号**

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の規定に基づき、株式会社国際協力銀行法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

株式会社国際協力銀行法施行規則の一部を改正する省令

株式会社国際協力銀行法施行規則（平成二十四年財務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の五の次に次の一条を加える。

（特別業務基本方針）

**第二条の六**　法第十三条の三第一項の財務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　特別業務（法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この条において同じ。）の実施体制に関する事項

二　特別業務の実施方法に関する事項

三　特別業務に関する財務の適正な管理に関する事項

四　特別業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完に関する事項

五　法第十三条の二第二項第四号の体制による特別業務の実施状況に係る評価及び監視に関する事項

六　財務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関する事項

七　その他特別業務の適確な実施を確保するために必要な事項

2　会社は、法第十三条の三第一項前段の規定により同項に規定する特別業務基本方針（以下この項及び次項において「特別業務基本方針」という。）の認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る特別業務基本方針を添えて、財務大臣に提出しなければならない。

3　会社は、法第十三条の三第一項後段の規定により特別業務基本方針の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に変更後の特別業務基本方針を添えて、財務大臣に提出しなければならない。

**附　則**

この省令は、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十一号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

**○財務省令第六十九号**

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十七条及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第百二十七条の規定に基づき、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令

（障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者等の届出）

**第一条**　受給権者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間に基づく公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百二十三号。以下「経過措置政令」という。）第三条第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者（同項に規定する継続短時間労働被保険者（以下単に「継続短時間労働被保険者」という。）に限る。）又は経過措置政令第六条に規定する老齢厚生年金の受給権者（継続短時間労働被保険者であって、同法附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金（同法附則第八条の二第三項に規定する者であることにより当該繰上げ調整額が加算されているものを除く。）の受給権者であるものに限る。）は、この省令の施行の日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を国家公務員共済組合連合会に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（次条第一項第二号において単に「基礎年金番号」という。）

三　老齢厚生年金の年金証書の記号番号

四　老齢厚生年金の年金コード

五　継続短時間労働被保険者に該当する旨

六　その他必要な事項

2　前項の届出書を提出する場合には、同項第五号に掲げる事項を明らかにする書類その他の必要な書類を併せて提出しなければならない。

（障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者等の届出）

**第二条**　受給権者（経過措置政令第十五条第一項に規定する障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者（継続短時間労働被保険者に限る。）又は経過措置政令第十六条に規定する退職共済年金の受給権者（継続短時間労働被保険者であって、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるものに限る。）は、この省令の施行の日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を国家公務員共済組合連合会に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　退職共済年金の年金証書の記号番号

四　継続短時間労働被保険者に該当する旨

五　その他必要な事項

2　前項の届出書を提出する場合には、同項第四号に掲げる事項を明らかにする書類その他の必要な書類を併せて提出しなければならない。

**附　則**

この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。